

特別養護老人ホーム椿寿園短期入所生活介護 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人真亀会特別養護老人ホーム椿寿園が開設する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行なう指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、栄養士、機能訓練指導員及びその他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活介護を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行なうことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 特別養護老人ホーム椿寿園
- ② 所在地 真岡市亀山350-20

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

- ② 生活相談員 1名以上（兼務）

看護職員 3名以上（兼務）

介護職員 15名以上（兼務）

機能訓練指導員 1名（兼務）

管理栄養士 1名（兼務）

職員は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行なう。

- ③ 事務職員 1名（兼務）

必要な事務を行なう。

（利用定員）

第 5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

利用定員 4名

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第 6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬上告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

① 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話、相談援助

② 日常生活動作の機能訓練

③ 健康チェック

④ 送迎

⑤ 夜間看護体制

2 第8条における通常の実施地域を越えて行なう指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

① 最短の送迎道順で実施区域境から片道10km未満 300円

② 最短の送迎道順で実施区域境から片道10km以上 500円

3 その他の費用

事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険

負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額のどちらか低い額とする。

- ① 滞在費 多床室 915円（1日あたり）
- ② 食事の提供に要する費用 1,795円（1日あたり）
- ③ 利用者が選定する特別な食事の提供を行なったことに伴う費用
- ④ 理美容代 実費

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行ない、利用者の同意を得ることとする。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

（緊急時等における対応方法）

第 7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第 8条 通常の実施地域は、真岡市、芳賀町、益子町の区域とする。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第 9条 生活相談員等は、利用者に対して職員の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行なう。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行なう。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 特別養護老人ホームと併設のため、入所期間中の生活は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行なう。

（虐待の防止に関する事項）

第11条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、虐待のための研修を定期的を実施する。
- ④ 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（業務継続計画の策定等）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人真亀会理事長が定めるものとする。

尚、就業規則 第3章【服務】第25条・第26条・第27条・第28条に追記されたセクシャルハラスメント・パワーハラスメントの禁止や相談窓口の設置対応及び個人情報保護について順守すること。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成12年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 2月19日から施行する。
- この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和 7年 9月 1日から施行する。